

平成 26 年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書について

地方自治法施行令第 146 条第 2 項に基づき、平成 26 年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書について報告する

事業名 区道補修、補助 173 号線道路整備工事、及び公共下水道整備工事

1 繰越明許の理由

- (1) 平成 26 年度の区道補修工事は、当初 55 件の工事予定に対し、19 件が入札不調となり、予定工期が確保できないもの 12 件を廃止案件とした。このうち 5 件の工事については、振動や交通安全上、区民から早急な対策を強く要望されたものであるため、繰越明許とした。
- (2) 補助 173 号線整備工事は、2 回の不調、随意契約交渉も不成立で、予定工期が確保できないことから、年度内の工事完了は困難となった。東京都と協議したところ、次年度に事業を先送りした場合、国庫補助金の歳入確保は困難となることから、繰越明許とした。なお、補助 173 号線整備工事単体での入札は困難であることから、区道補修との合併工事での発注を行うこととした。
- (3) 公共下水道整備工事・改良については、区道補修、補助 173 号線整備工事との合併工事であるため、区道補修等の工事に併せて、繰越明許とした。

2 繰越明許費に係る繰越計算書について

(単位：千円)

事業名	予算現額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
区道補修	182,095	182,095	0	163,000	19,095
補助 173 号線 道路整備工事	23,070	23,070	0	1,100	21,970
公共下水道 整備工事	38,242	38,242	0	0	38,242

3 現在の進捗状況（平成 27 年 5 月末現在）

- (1) 道路補修工事 (101) 約 15% (工事完了予定 平成 27 年 12 月 17 日)
 - (2) 道路補修工事 (102) 約 60% (工事完了予定 平成 27 年 6 月 16 日)
 - (3) 道路補修工事 (103) 約 20% (工事完了予定 平成 27 年 9 月 2 日)
- いずれの 3 件とも契約確定日は平成 27 年 3 月 4 日

平成26年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項に基づき、平成26年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書について報告をする。

事業名 西徳第二公園改修工事

1 繰越明許の理由

本工事に着手し、補強土壁の基礎工事を実施したところ水が湧いている層が出現した。更に、補強土壁に使用する予定であった掘削土の土質試験の結果、補強土壁の材料として適していないことが判明したため、補強土壁の施工方法の改良の検討及び新しい工法の準備に時間を要した。

また、盛土全体の安全性を確認するためボーリング調査及び室内土質試験を行うことが必要であると判断し、その準備のため工事に遅れが生じた。これに伴い工事請負費の支出が完了できないことから、予算の一部を繰り越すものとする。

2 繰越明許費に係る繰越計算書について

(単位：千円)

事業名	予算現額	翌年度繰越額
西徳第二公園改修工事	163,588	104,188

3 現在の進捗状況（平成27年5月末現在）

西徳第二公園改修工事 約85% （工事完了予定 平成27年6月30日）
契約確定日は平成26年8月11日である。